

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和2年12月24日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後5時46分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 執行部から前日に説明のあった件について質疑を行った後、本日、執行部から提出のあった資料について質疑を行った。

主な質疑等

※執行部提出資料にかかる質疑等について

質疑

小越委員 今、庁内検討経緯というものをいただきました。これは、議事録というか、誰がどうしゃべったのかというのを、多分向山委員も求めていたと思うので、そういうものはないのでしょうか。

小沢県有林課長 個人が持つ断片的なメモはありますけれども、議事録という形の書面はございません。

小越委員 向山委員も、メモも含めて全部、長崎知事は全部明らかにすると言っているので、メモも出していただきたいと言ったと思うんですけど、なぜそれは出てこないのですか。

小沢県有林課長 それぞれが持つ断片的な内容でして、それを関連づけるということができない。それぞれの会議、打ち合わせの内容をはっきりあらわして、お示しするという内容になっていないので、お出しできません。

小越委員 その大事なものを、議事録もなくメモもなく、これでいきたいと思います、こんな県政の大転換でいいのかと思います。

具体的なことを聞きたいんですけど、ここの7月29日から、知事が就任してもう半年たって具体的に、これではまずいということで、適正な価格、賃料算定、今までの素地価格ではなく、現況でやったほうがいいということをはじめたのが7月29日ごろからということでもいいですか。

小沢県有林課長 7月29日は、知事室で打ち合わせを行ったと。それまでに各課、各部内で、検討を進めてきたところです。

小越委員 その内部の資料をいただきたいのと、この適正な価格で賃料算定方法について、どういう結論というか、論議があったのか。適正価格は何だということが、この会議、メモの中で、どのように決まっていたのかということが知りたい。例えば7月29日はどんなことがあったのですか。

小沢県有林課長 知事及び関係職員の間で、貸付料における適正な価格に関する真実を追求していくための今後の進め方について確認を行ったということでございます。

小越委員 少なくともここ7月29日で、全体とすると、今までの山林素地ではなくて、現況にしようとして、少なくとも7月29日からスタートしたと思いますけど、9月10日のときに、鑑定意見書の依頼についてとあります。これはこの澤野鑑定士のことでしょうか。

小沢県有林課長 そのとおりです。

小越委員 私、前回も聞いたんですけど、鑑定意見書の真ん中のあたりに、しっかり不動産鑑定評価書と書いてありますね。何日か前の朝日新聞に載っておりましたが、澤野鑑定士もこれは裁判に使うもので、不動産鑑定評価を出したと。意見書ではないと言っているのを聞いたんですけども、ここには鑑定意見書の依頼と書いてあるんですけど、どうしてですか。

小沢県有林課長 県では鑑定意見書を依頼したものでございます。

小越委員 なぜ鑑定評価書となっているのか、これはお金を出してやっているわけですよ。5月14日、山梨県が澤野鑑定士に金を出しています。ここのところに鑑定評価の依頼目的、訴訟の参考と書いてあります。裁判に使えますよということをおっしゃっているわけですよ。だけど、これは使わなかったと。この鑑定意見書依頼ではなくて、本当は鑑定評価書の依頼とあったのではないですか。違いますか。

金子林務長 これは鑑定意見書を求めたものでございまして、そのおっしゃっている朝日新聞のところにも、先生のコメントとしては不動産鑑定士として正式な評価書を作成し、法律上の見解を意見書としてまとめたとされております。

そして、訴訟の目的というのは、住民訴訟が行われていましたので、それに対する県としての対応も含めて依頼をしたということで、先生もおっしゃっていますが、訴訟に出すか、法廷に出すかどうかは、依頼人が決めるということでございます。

小越委員　　ここは、また参考人として澤野鑑定士が来ていただけるということになっていますので、ここは県側が意見書として頼んだのか、鑑定書を頼んだのか、かなり齟齬が出てきますので、確認したいと思います。

それで、時系列でいきますと、この鑑定意見書が出た。そして12日に鑑定意見書が完成して、本件土地は適正賃料を鑑定評価すべきとあるんですけども、先ほどの嶋内鑑定士の参考人招致のときに、嶋内鑑定士はいつごろ頼まれたんですかということをお聞きしたら、政務秘書の深澤秘書に、すなわち長崎知事の政務活動を担当する秘書の方に、2月ごろ頼まれたと言っているんですけど、それはどうしてこの内容に入っていないんですか。

小沢県有林課長　今委員のおっしゃられたことにつきましては、私は承知しておりませんでした。

小越委員　　長崎知事の政策秘書、政務活動をしている秘書の深澤さんが個人的に2月ごろに嶋内鑑定士にお願いして、県有林課や、こちらの県の担当者は知らなかったということで、そのことはこの会議録というか、内容に入っていないと理解いたしました。

もう一つ聞きたいのは、きょうの横内元知事の御遺族の方から、意見書をいただきました。その中に、こう書いてあるんですけど、令和2年8月20日ごろ、森林環境部県有林課から裁判をしていることに関し、説明に伺いたいとの旨の電話があったと。8月28日ごろ、A氏と知人Bとともに兄の事務所で林務長、県有林課長から説明を聞いたというのは、ここに書いていないんですけど、事実ですか。

小沢県有林課長　事実でございます。

小越委員　　事実だったら、それをここに書いて、その旨をここに県有林課長に聞いたら、知事は横内元知事には迷惑かけないからと述べたと書いてあります。知事に会わせてほしいと言ったところ、県有林課の課長から、何の音沙汰もないということを書いてあるんですけど、そのことについて、知事に報告をして、知事からどの指示があったかということが書いていないんですけど。

小沢県有林課長　提出しました資料につきましては、これまでの主張の変更についての説明資料ということで用意させていただきましたので、その今委員のおっしゃった内容については記載しておりません。

小越委員　　長崎知事にもこの報告はしていないのか、長崎知事にどの程度言ったのか、ここはまだこれから解明しなければいけないと思います。

もう一点聞きたいのは、この内容のところに、富士急、補助参加人との話し合いのことが一つも書いていないんですけども、それはどのようにされて、どんな意見交換があったのか、内容の記載がないんですけど、いかがですか。

小沢県有林課長　現在、わかっている内容について記載をしたものであります。私が知る限りでは、富士急との打ち合わせというものは承知しておりません。

小越委員　　では、富士急とこの間、昨年7月29日に山梨県が変えようというときに、その間ずっとこれまで富士急とは何の打ち合わせもせず、突然県の主張変更を

上申されたと理解いたしました。

それで、きのうのところについてもいいですか。

きのう私、損害賠償の和解案になったときに、損害賠償の金額をお聞きしました。そこで長崎知事も17億円だか16億円だったと思うんですけど、それは長崎知事も、もし和解案が成立したときに、長崎知事にも損害賠償をもしかすると17億円、16億円行くということを知事も承知しているということでもいいですね。

小沢県有林課長 きのうお答えしました金額につきましては、あくまで原告の損害賠償請求額算定の考え方のもとに県有林課で試算をした額であります。

小越委員 もう一つ、これから聞けばいいんですけど、きょう裁判が行われて、この前聞いたんですけど、24日に何をするんですかと言ったら、知事の歴代知事の故意・過失についての話をすると書いていました。

足立弁護士の準備書面によると、歴代知事に故意・過失がなかったときには、損害賠償の必要はないと書いていますよね。そうすると、長崎知事も後藤前知事も、故意・過失がなかった場合には、損害賠償を訴えない。しかし、富士急の場合は、故意・過失があったときは損害賠償、故意・過失がなかったときには不当利得で損害賠償を訴えるとなる。となりますと、住民訴訟をやっているんだけど、故意・過失がないということをごっちが証明したら、知事は訴えまますと言っていますけど、知事のはチャラになって、富士急だけ故意・過失があるかないかにかかわらず、訴えられるということになるんですか。

市川総務部長 基本的にそのとおりでございます。故意・過失が、過去の知事になれば、こちらが求めるべき損害賠償はないと。富士急に対しては、故意・過失があれば損害賠償、なければ不当利得返還請求。ただ、そこはまだ適正な賃料というのが算定されていない中での話なので、それはもしあればという前提でお考えいただければと思います。

小越委員 庁内検討経緯が、これではわかりませんよね。富士急の話もないし、嶋内鑑定士の話や横内元知事とかもなく、どんな論議がされたのか、誰が決めたのか、こんな県政の大転換の話をここで意見書を依頼しました。これでは、県民も納得しませんし、私たちもこれでやったのかと、これで和解案でいいですよ、とても言えないんですよ。

少なくともメモはあると思いますよ。それを出していただかないと、どういうことでこういうことになったのか、この澤野鑑定士の鑑定書がどうして採用されなかったのか、どうして嶋内鑑定士が突然出てくるのか、どうして嶋内鑑定士が深澤秘書から行くのか、訳がわかりませんよ。これをもっとしっかり議事録なり会議録持っているはずですよ。出していただかないと県民は納得しないし、わかりません、このままだと。ぜひお願いしたいということをおきます。

それと、今の話でいくと、住民訴訟で和解案をして、損害賠償すると言っているんだけど、結局はそう言いながら、被告側、被告が今度原告になっているからわからないけど、そう言いながらも、故意・過失がないということになれば、知事の免責になり、富士急だけが金を払うという仕組みをつくっているわけですよ。住民訴訟のこのことを使って。これは、もう少し研究していかないと。

富士急の言い分がこの経緯の中に何もありません。多分何も取り入れていないし、話もしていないと思うんです。だから、こういう紙になっているわけだから、

富士急とどうしてやりとりしなかったかとかも含めて、これからさらに徹底的にしたほうがいいと思います。

皆川委員長 ただいまの小越委員が要求しましたことを議事録に整理して、メモでもいいから再提出していただけますか。委員会として要望してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 よろしくをお願いします。

浅川委員 いろいろ委員会でさまざまな今調査もしておるわけでありましたが、今回の議案の提出は、森林環境部のほうが提案の説明をしたわけでありましたが、その間、総務部長も何回かお答えになりました。改めて、今回のこの件につきまして、総務部長、簡単に説明してください。この議案についての説明をしてください。

市川総務部長 わかりやすくということなので、提出部局ではないですけど、私なりに精いっぱいわかりやすくということでございます。

本件につきましては、住民訴訟でございますので、原告というのは、法人の場合もあるんですけど、今回の場合はたった一人の県民でございます。争っている相手は富士急行ではございません。あくまで県民でございます。その原告は、私どものように禄を食んで、県行政を担っている方ではなくて、みずからに利益がなくても、県の行政がよくなるよということ、住民監査請求の時代から合わせますと3年強です。県行政の誤りを指摘してくださった方だと私どもとしては思っております。

原告からしてみれば、ようやく3年くらいの時を経て、県が誤りに気づいたということなのかなと。

これを踏まえて、原告として県みずから真摯に調査して、もし請求権があるとわかれば、それを適切に行使するというのもって、この訴訟を取り下げただけということをおっしゃっていただいているわけでございます。

これだけ委員の方からも非常に多くの論点をいただきまして、本件の貸付については、非常に大きな影響があるものだと思っておりますので、これは県からしてみれば、誰に言われることなくしっかり調査して、もし請求権があれば、しっかり行使していくということは当たり前のことだと思っております。その当たり前のことをすれば、原告はこの訴訟を取り下げただけだと、言っているのかなと。

そういう意味からすると、当初、この訴訟を始めるときに、原告が言っている誰々に対して幾ら請求せよという具体的な中身ではなく、あとは県にしっかりやってくれというように、今後の対応は県に委ねるという寛大な措置だと私としては、少なくとも捉えております。

こうなった以上は、これまでみずからの利益がなくても、たった一人でその県に対して時間と労力をかけて、県の行政の誤りを指摘してくださった原告には感謝して、その期待に応えられるように努めていくという、こういうことなのかなと思っております。

県がしっかりやってくれば、訴訟は取り下げると言っているわけですから、私どもとしては、わかりました。しっかりやっていきますとお答えしたいということでございます。

本件訴訟の結論を、この議案を通じてお願いしているわけではございません。これからも議論が必要だと思っております。本件訴訟の結論をお願いしている

のではなくて、あくまでそのたった一人で県の行政の誤りを指摘してくださった原告に対して、どのように応えるのかということが、今求められている和解案の内容でございまして、その案自体は極めてシンプルなものと思っております。

浅川委員 今、会期延長がもう迫っている中で、質問もかなり具体的な部分がされております。執行部側から答えをいただいただけが、今まで流れの中でありました。あわせて、今後県側としてはどういうことを具体的に、積極的に提案したいのか。総務部長、教えてください。

市川総務部長 どういうことをしたいのかということでございます。今回のまさに争いになっている部分は県有財産でございます。県有財産の適正な管理、県民全体の資産でございますので、これは適正に管理していかなければいけないと思っております。

今回の件については非常に多くの教訓を私ども与えていただいたと思っております。私、総務部長の立場としてみれば、この一つの法律の条文を読むのが浅かったせいで、これだけ多くの問題を引き起こすとか、私は法制担当も担当していれば、職員の能力向上の担当部長でもありますので、そういったことも当然でしょうし、あとは組織運営、ガバナンス強化という担当部長の観点からすれば、県庁が自己再生能力を持って、過去ずっと行われてきたものであったとしても、その誤りがわかったときには躊躇なく、その誤りを直していける、そういう決断力を持った組織にしていかなければいけないということでございます。

さまざまあろうかと思えますけれども、今後はどうしていくのかということについては、県有財産の適正化を進めつつ、今申し上げたことをやっていかなければいけないと思っております。

猪股委員 今、総務部長の答弁をいただきまして、けさほど意見書が届いております。住民監査請求、請求代理人、弁護士と3名から来ています。きのう、おととい22日付ですか。これがお手元に行っていますか、意見書。来ていなければ説明はつかないのですが、どうですか。配ってからのほうがいいですね。

中段から上です。読みますけど、原告及び原告代理人が被告の提案した和解案に同意の意向を示したのは、議会に専門的有識者を含む公正な検討委員会を設置してとあります。この検証委員会とは何ですか。我々はきょう特別委員会でやっているんですよね。この委員会という、議会にこの専門的有識者を含む公正なということを言われているのはおかしいと思うが、もしこの意見書が議会宛に出されて、桜本議長と皆川委員長に対してですね。

これを解釈が違うのではないかと思うんですけど、これを原告側との話もあるでしょうけれど、これは訂正して出しかえですか、それをお願いしたい。これに関してどうですか。見解の違いなのか、どうなのかわかんないけど、これはおかしいんですよね。議会に専門的有識者を含む公正など。検証委員会、議会とは違うんですよね。

皆川委員長 先に飯島委員。答えを用意しておいてください。

飯島委員 先ほどは総務部長も、これからも議論は必要だと、こういったこともおっしゃっていただきました。それで、小越委員からもあった向山委員からの資料請求について、もう一度私も確認したいと思えます。本当に大転換をした大事な

ことなのに、確かに時系列で会議をやったというのはわかります。だけど、向山委員がおっしゃっているのは、今回の法的な誤りをいつ、誰が、どこで発見したのかと、組織として方針転換を決定したのはいつかと。これは大事なところだけど、全然わからない。

皆川委員長 飯島委員、待ってくれる。話が混乱してしまうので、先にこの意見書について、答えてください。また、後から。

市川総務部長 済みません、議案にありますとおり、和解条項案は、山梨県庁内で公正な検証委員会を設置してと書いてございますので。

私どもも、原告側がそこを勘違いしていらっしゃるのか、そこは私どもとしてはお答えできかねます。私どもが交渉している中で来ているのは、その県庁内に設置してということなので、ここについては、その認識が違うということしか、私は今述べることはできません。

渡辺委員 こんな大事な和解の条項案を、原告が意見書で出してくる文書において、勘違いするほど協議は進んでいないんですか、和解については了承を得られていないんですか。

市川総務部長 もちろん間違いがあってはいけないわけですから、当然文書でやりとりしていますので、その文書でやりとりしていく。今御指摘があったのは、交渉がしっかりやっていないのかということだったので、それは文書としてやっている話です。先ほどの話でお答えする立場でないので、必要があればすぐ確認します。

皆川委員長 質問をした猪股委員、今の答えでどうですか。

猪股委員 これは、考え方が違うとか、そんな問題ではなくて、大きな間違いですよ。そこで、ここにある議会は、この特別委員会でありまして、検証委員会もまだメンバーが決まっていないという状況でしょう。となると、果たしてこんなに簡単な間違いをしていいのかなのかということを感じています。もし、意見書を出された方に、もう一回この出し直しを私は求めますけど、いかがですか。

向山委員 この意見書をそのまま読むと、せっかく浅川委員が総務部長に見解を求めていただいた中で、この和解案について審議をする中で、原告及び原告代理人が被告の提案した和解案に同意の意向を示したのは、議会に専門的な有識者を含む公正な検証委員会を設置して。原告は、議会に設置を求めています。ということ、もともとこの和解案自体が間違っているの、取り消す必要があると、即座に取り消す必要があるのと、原告はあくまで二元代表制の議会に検証委員会を求めているので、そもそもこの根幹自体が変わってしまうので、これは今議会では本当にどうしようもない状況に、今なっていると思うんですけど。

これは原告が来ていただいて話していただかないと、もう根幹から覆っているんですけど、どういう状況なのか、自分も混乱してわからないんですけど、どうなっているんだろう。

市川総務部長 私どもが交渉しているのは、先ほど申し上げたとおりですので、ここで委員

の皆様方が、これをどう解釈するのかというのは、持ち合わせていないです。解釈というか、これをどう取り扱うのかというのは、持ち合わせていないですが、それは原告に確認するしかないと思いますので、私どもから必要に応じて確認します。

向山委員 仮にこれが原告の勘違いだとしたら、原告側の意識はそれくらいのものだということが今回改めてわかりました。県だろうが議会だろうが、しっかりやってほしいと、むしろ原告側が議会のほうに重きを置いているのに、これを原告側の本音だと思いますので、出てきたので、これをもとに和解案をつくり直す必要があると思うので、そこはいかがでしょうか。

市川総務部長 私どもが提出している和解案については、先ほども申し上げたとおり、原告と交渉した末につくっているものですので、まずは、そこを確認させてください。

皆川委員長 済みません、先ほどの意見を。

飯島委員 先ほどの途中ですが、向山委員の要求をよく理解していないということがわかりました。こういう大事な問題の誤りを発見したのがいつで、誰がその会議に参加して、決裁は誰がしたのか。組織としての方針転換を決定したのは、同じように、いつ、どこで、誰であって、決裁したのは誰かと。

これを見ると、全然そういう迫力も事実も読み込めない。もう時間がもったいないですから、資料を後から出していただくとして、法的な誤りを発見した日時、方向転換を決定した日時、決裁者を口頭で教えてください。

金子林務長 日時ということですが、最終的に方針を転換した、その公に示しているのが、上申書の提出ということですので、その上申書の提出の前の8月6日、上申書案の事前確認、知事報告、ここが対外的に方針転換を明らかにするポイントでございます。

飯島委員 そうすると、この上申書案を事前確認するまでに、いろいろな議論があったと思うんですね。6日が上申案の事前確認、知事報告と、このようにあるんですけど、方針転換を決定した決裁者は長崎知事と、こういうことでよろしいですね。

金子林務長 最終的に知事の確認をいただいております。

飯島委員 あと、その前の法的な誤りを発見したと。前に戻りますけど、それが無い限りは、方針転換しないわけですから、その今回の法的な誤りを発見したのは、上申書案は8月6日として、いつですか。

金子林務長 これはずっといろいろ議論をする中で、はっきりいつということはないんですが、澤野鑑定士の5月中旬から6月初旬にかけて鑑定意見書、これの精査をして、6月4日に、それでは具体的な不動産鑑定、それに基づいて出しましょうということですので、何日ということはないんですが、この澤野鑑定士の意見書が出てきた後ということになるかと思います。

飯島委員 そうすると、今おっしゃったように、澤野鑑定士の意見書が出て、それをま

た議論をして6月4日に、これは間違っていたと、そういう流れでいいんですか。

金子林務長 最終的には、そこが一つのポイントだったと考えてございます。

飯島委員 すごくファジーで、そう思いますとか、こういう重大な誤りがあり、事の大きい小さいはともかく、稟議書の決裁ですね。そういうことを都度、県はやっていると思うんですよね。それが多分そう思うとか、そういう答弁が非常に大きくて、まるで無尽会で、おまえ今度これやるか、いいねと、そうではないわけでしょう。組織として、しっかり稟議をして決裁する。

午前中に、細田弁護士がいらっしゃいました。違う案件ですけど、決裁しているに決まっていると。無断でやることはあり得ない、組織として。そういう答弁を聞くとさらに疑問が湧いてしまうということについて、どう思いますか。

金子林務長 この種のものについて、起案して決裁をするという過程を踏むものばかりではございませんので、先ほど申し上げたように、8月6日にその上申書の事前確認をして知事に了解をもらったと。こういう行為をもって、外に県の考え方の違いをあらわしているということでございます。

飯島委員 私は逆だと思いますよ。知事からこういう決裁を受けたんで、それに向けて行為を起こすということだと思います。誰も命令せずに決裁もせずに書類をつくって、それを出したから、その日が決裁日ってあり得ないと思う。総務部長、どう思いますか。

市川総務部長 私ども日々意思決定を知事トップのもとに行っているわけございまして、もちろん限られた時間の中で、さまざまな形で知事の最終判断を仰ぐということでございます。

そうした中で、全ての案件を知事がサインするとか、そういった形ではなくて、そこは部局長級と知事との間の関係において、そこはしっかり確認がとれたら、すぐ発動するということは、もう日常業務として普通にあります。

飯島委員 知事が決裁しなければいけないということを言っているのではないんです。業務によっては、権限の移譲もあるし、部長で決裁が通ることもあるではないですか。大事なものは、誰の権限で決めたかということです。誰がその権限で決めたから、それについて動き出すというのは、普通ではないですか。それを今聞いていると、すごくファジーです。そうだと思いますとか。

もう一つ、この会議の中で、メンバーが知事、総務部長、理事とありますが、最後に総括課長補佐ほかと書いてあるんです。県の関係者以外の外部の人も入っているんですか、このほかを説明してください。

金子林務長 ほかというのは、例えば担当リーダーであるとか、担当者ということでございます。

飯島委員 細かいけど、もしそんなに字面も多くなければ、正確に書いたほうがいいと思います。

それから、小越委員からも、もうこれを丁寧に再提出してくださいという要求がありましたが、私もまさにそのとおりだと思いますけど、この再提出する責任者を決めてください。誰が責任持ってこの向山委員の資料請求をするのか。

ここでおっしゃらなくてもいいから、この人の責任のもとに、こういう議事録、会議録をつくったと。よろしくをお願いします。

村松森林環境部長 ただいまの件につきましては、森林環境部において、私の責任で対応させていただきます。

向山委員

きょうは歴代知事の皆様に来ていただいて弁明いただければよかったですけど、なかなかいられなかったところもあったということで、これも職員のお手元には行っていませんよね。では、お伝えします。山本元知事は、国有地、県有地、全国に同じ問題を抱える自治体がたくさんあると思うということで、日本学術会議等みたいな、全体を考える機関をつくって、その意見などをもとに、全国統一した見解を示していただくように、山梨県から発信してほしいという御意見がありました。

次に、横内元知事の弟様であります横内公明様からは、あくまでこの意見書の中ですけども、A氏に聞くと、兄は2月ごろこの件については、もうおさまると言っていたとのことだった。兄が亡くなってから、初めて8月に会ったわけで、県有林課長に聞いたら、知事は横内元知事には迷惑をかけないからとのこと。そのときの説明では、原告はダミーである感じが感じられたと。

最後のほうなんですけども、県の経過もわからずにいる。恨みを買う覚えはなく、和解案は過去の県政史全てを非と認め、損害賠償請求に応じる和解であり、兄の名誉にかけて絶対に認めるわけにはいかない。真実を徹底的に追求する司法判断に委ねる対応を望むと。

最後、前知事の後藤知事からです。長いので端的に言いますと、新しい和解についてですけども、過去の知事の判断を不問とし、私の判断のみを追及するのは、誰の目から見ても著しく公平性に欠けると考えています。

このように和解案が関係者間で公正でないことも裁判所の判決を求める理由の一つです。その上で、県経済に大きな影響を与える本件について、県が一原告の要望を受け、県民の代表である議会に拙速な議決を要請していることは、前知事、そして一県民として残念でなりません。議員の皆様には、県民の代表として懸命な判断をなされることを願っております。

総じて言うと、裁判の判決を当事者本人が求めているという、そういう状況です。ここにいる委員の方々、自分よりも前知事、元知事に深い方々がいらっしゃるの、私が言うことでもないと思いますが、この歴代の知事の皆の思いを酌むと、和解ではなく判決という気がするんですけども、いかがお考えでしょうか。

市川総務部長

まず、山本元知事のお伺いですが、全国的にというお話がございました。それぞれその財産の管理というのは、それぞれの地方公共団体において、長が責任持ってやるものだと思いますので、今私どものほうで対応している県有地の貸付問題については、そういった御意見があること自体は、もちろん否定しませんが、まずは県自身がしっかり取り組むべき話だと思っております。直ちにその全国で求めるとか、そういう話ではないと思っております。

御遺族の御意見の中で、和解案について反対するというお話がございましたけれども、御案内のとおり私ども第120号議案はお認めいただけませんでしたけれども、撤回のお願いをした上で、第121号議案を出させていただいております。

その第121号議案の内容について、御承知の上でこういう御意見を出されているのでしょうか。議会事務局はどういう意見を求めているのかは存じ上げ

ませんが、どういう形で言っているのでしょうか。

既に、横内元知事に関しましては、訴訟上はもう既に取り下げが行われてございます。ですので、本件に関しては、基本的にはこれまでは、そんなに詳細は多分追ってこられなかったのではないのかなと。そういった中で、御案内のとおり、第121号議案には、横内元知事は対象となっておりますので、それを踏まえた御意見なのかどうなのかなというところは、疑問に思ったところでございます。

後藤前知事の御意見についてでございます。まず、後者の一人の県民の意見を採用するというところについては、私どもとしては、なかなか採用し得ないのかなと思っております。

それを否定してしまえば、住民訴訟制度の根幹にかかわる話でございます。私どもとしては、こうやって適法に住民訴訟が行われて、御指摘をいただいているわけですから、たとえ一人であっても、多くであっても、県行政の誤りについて適正化しなければいけないところは適正化しなければいけないと思っております。

あと、ほかの知事もというお話でございますが、これは先日も向山委員からの御質問の中でお答えさせていただきましたけれども、私どもとしては、議会の皆様に御理解いただけるように、修正の上、提出させていただいたと。これに尽きるところでございます。

渡辺委員

関連です。横内元知事が亡くなった後に、裁判所から御遺族の方に対して今回のことを丁寧に説明してくださいと言われたと思うんですけれども、先ほど議会事務局が確認したかどうかと言いましたけれども、横内元知事の御遺族に対して、今回の件について丁寧に御説明したのですか。こんな意見書が出てくるとおっしゃるのであれば。

小沢県有林課長

先ほど意見書の中にもございましたように、8月の末に林務長と私で横内様を訪問しまして、時間がはっきりしませんけれども、こちらとしては、丁寧に訴訟の経緯から、どういう状況にあるかという内容について説明をさせていただきました。その後、何度かやりとりをさせていただいたところです。少しでも御理解賜るように、努力をしてきたと考えております。

渡辺委員

県が丁寧に説明した結果、この意見書が出てきたのです、御遺族の方から。それについて、総務部長、先ほどの考えといかにお考えですか。

市川総務部長

済みません、丁寧に説明と申し上げましたけれども、和解案自体については御説明してはおりません。その上で、私が疑問に思ったのは、これは繰り返しです。第120号議案は対象になっていましたが、第121号議案が対象になっていないと。私ども執行部側としては、第121号議案の御審議をお願いしている立場でございますので、私どももどのような問いかけをして、この意見が出てきたのかというところがわからないと申し上げたところです。

向山委員

では、どのように話したかどうかというところになってしまうので、済みません、1点だけ、決して賠償額を自分の話ではないと思うんです。一番重要なところです、これ。亡くなった故人の横内元知事に対して、兄の名誉にかけて絶対に認めるわけにはいかないとおっしゃっています。

これまでの審議の中で、林務長からもお話がありましたが、和解案を認めることは、過去の賃貸借契約を違法無効だと認めることになります。だからこそ、

私は歴代知事に対して、弁明の機会が必要ではないかということで、今回招致をさせていただきました。その意味での名誉ということに関していえば、賠償責任ではなくて、横内元知事が知事を務めたこの期間、全く法的な間違いに気づかず、漫然と県政運営をしたことに対する、その名誉を絶対に認めるわけにはいかないと、そういう意味合いに私は捉えるんですけども、そのことについて、どうお考えでしょうか。

金子林務長 これは、なぜこういう間違いが起きてしまったのかという、その検証の中で検証委員会等で明らかにしていくと。そのときには、それぞれ関係の方、御本人からはお話がもう聞くことはできないわけですが、そういう中で、検証していくということで、それは裁判上の話なのか、県みずから検証していく、そういう立場でいくのかという違いだと思っています。

白壁委員 関連。だから、また言うけど、誰が今の裁判で敗訴が決定したって言っているの。これで被告が勝てば、横内元知事の名誉はしっかり保全される。誰が今回負けたって、何でわかったの。誰が言ったのか聞きたいよ。何でわかったの。誰が言ったの。いつわかったの。

市川総務部長 現在の訴訟代理人である足立弁護士に、このままいけば敗訴の可能性が高いということをお伺いしております。

名誉の話につきましては、事実だけ申し上げさせていただきますと、御案内のとおり、この住民訴訟において原告は既に訴えは取り下げております。

白壁委員 裁判は誰がジャッジをするのか聞きたい。教えてください。

市川総務部長 裁判官が法に基づき行うものと承知しております。

白壁委員 そういうこと。だから、裁判官がいつ言ったの。

市川総務部長 訴訟はまだ継続してございます。

白壁委員 だから、まだ決まっていない。お互いのもの。原告側の訴訟代理人は、我々が勝つと言っているんだよ。本来からいうと、被告側の代理人も、我々が勝つと言っている。そこでいろいろな証拠書類を出して、最終的に判断するのは裁判官。司法に委ねるといふこと。皆が、たまたまこのところへ出したもの、これは横内元知事の弟の公明さんが、うちの兄貴を大体訴えたこと自体、取り下げようが何だろうが、名誉を損ねたんだよ。毀損したって言っている。

そのとき感じたのは、うちの兄貴はダミーだなど、一回訴えておいて、その後下ろすんだなと言っている。ダミーって書いてある。そう感じたんだって。私が言っているんじゃない。そう書いてある。そう感じたと言っている。ここまでうちの兄貴の今までの実績を汚してくるということは、絶対許さないとやっている。それについてどうだと聞いている。

市川総務部長 その点については、私はコメントする立場にないと思います。横内元知事の御遺族の方が、今回の件についてどのように、どこを不名誉と捉えておっしゃっているのかということについては、わかりかねるところがございますので、コメントはできないところです。

- 向山委員 最後1個だけ。さっきの総務部長のおっしゃったところで、気になるのが、訴訟が取り下げられれば、名誉は回復するのではないと思うんですよ。違法無効を、今県は、違法無効はもう決定的事実として認めているわけですよ。そうであれば、横内元知事がやった8年間は、違法無効の状態が続いていたわけです。それをトップである裁量権のある横内元知事が、もし仮に和解で取り下げになれば、その8年間は、どうだったんですか。その名誉は誰が回復できるんですか。
- 市川総務部長 私、先ほど申し上げたとおり、御遺族の方が何をもって、その不名誉だとおっしゃっているのかがわかりかねるものですから、それに対して私がコメントするのは控えるべきだと思います。
- 向山委員 今、先ほどの総務部長が取り下げるから大丈夫みたいな話をしたので、あえて言わせていただいたんですけど、本当に自分より深く携わっている方がいらっしゃるの、自分が言うことではないんですが、それだけ、歴代の知事の皆さんが被告になることに対して、そういう思いを持っている方がいらっしゃるというのは、事実だと思いますので、私は何度も言いますけれども、責任があれば正々堂々と県として損害賠償請求をするべきだと思いますが、そういう名誉の回復を望んでいる方、あるいは本人もいますし、遺族の方もいるというのを、ぜひ承知の上で、この和解案の審議、またあす1日ですけども、取り組んでいただければと思います。
- 土橋副委員長 すごく単純な質問をさせてもらいます。私の頭の中にあるのは、今議会までに和解案を認めてもらえなければすぐ訴訟だというイメージがあったんですけど、それは15日なのかと思っていたんですけど、議会がきょうまでふえたと、延びたということで、それはどうなっているんですか。
- 市川総務部長 事実として、原告側が11月定例議会までに議決が得られなかった場合には、白紙に戻すと言われているのは事実でございます。私どもが出している第121号議案、こういったことを踏まえて、議会のほうで再延長していただいておりますので、まだ定例議会は終わっていませんから、白紙に戻す状態ではないと理解しております。
- 土橋副委員長 簡単に言うと、あした最終日ですよ。あしたの採決があるのかどうかですけど、採決で、継続とか第121号議案を否決したら、もうその時点で訴訟が、裁判が始まるという、そういう見方でいいんですか。
- 市川総務部長 訴訟は今も継続しているところでございます。原告の言っている白紙に戻すということについて、そこは私どもとしては、精いっぱい何とか御議決をいただけるようにしているところですので、その御議決をいただけない場合の点については、今の時点ではお答えを差し控えたいと思います。
- 土橋副委員長 だとすると、きょう今までやってきたことも、あしたの議決がなければ、そのまま裁判が継続していくということで理解をさせていただきました。
私は、知事が県のことを裁判に持ち込むのではなくて、議会と県と一緒にやっていきたいという、その意見をすごく感動して聞いていたんですけど、できればそうなればいいなんていうことでもって、余計なことを一切言わなかったり、我が会派の中でも、この間、若林副知事が来て、飯島委員がこういう

ことを言っていたけど、これは事実かなんていう質問をして、困ったと。あれは来たのではなくて、何とか私のところにこれはどうなんだと会派のみんなが聞くから、間違っただけを言っちゃいけないから、ぜひ来てくださいとお願いをして来てもらったのに。まあそんなことがあったから、余計なことを言わずに黙って聞いていたんだけど、これは幾ら続けても、あしたの採決で決まらなければ終わりということだよ。そういう考えでいいんだよ。和解はなくなるということだよ。和解がなくなるという考え方でいいんだよ。

皆川委員長

時間になりましたので、この件に関する質疑を終結いたします。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖